

R 5 交流－ 3 号 農山漁村地域づくり・地域くらし体験支援業務 企画提案募集要領

この要領は、農山漁村地域づくり・地域くらし体験支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第 1 募集事項

1 業務名

R 5 交流－ 3 号 農山漁村地域づくり・地域くらし体験支援業務

2 業務目的

本業務は、高齢化や人口減少が急速に進行している農山漁村地域において、地域を支える人材の確保・育成と地域コミュニティの維持・活性化を図るため、地域団体等と地域を支援する多様な主体とが交流して課題解決に向けて行う取り組みの推進に対する支援及びより深い地域との関わりに繋がる地域滞在型交流の促進へ向けた支援を通じて、農山漁村に多様な形で関わる関係人口の創出や拡大を図ることを目的とするもの。

3 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 8 日（金）まで

5 事業費（委託上限額）

金 7, 6 3 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

内訳

金 3, 2 4 5, 0 0 0 円（地域づくり支援業務分）

金 4, 3 8 7, 0 0 0 円（地域くらし体験業務分）

第 2 応募資格

1 本業務に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を

- 除く。) であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 宮城県内に本店、支店又は営業所があり、本業務を的確に遂行できる能力を有していること。
- 2 企画提案は、複数業者による共同提案も可能とするが、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
- (1) 共同提案者の全事業者が上記1を満たすこと。
- (2) 発注者は、共同提案者のうち代表者とのみ契約を行うので、代表者はその他の共同提案者と委託契約により業務を行うこと。
- (3) 本業務の進行管理及びとりまとめ等は、代表者の責任において行うこと。

第3 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 間
1. 企画提案募集開始	令和5年7月26日（水）
2. 質問受付期限	令和5年8月4日（金）正午まで
3. 企画提案参加申込期限	令和5年8月18日（金）正午まで
4. 企画提案書の提出	令和5年8月25日（金）正午まで
5. 企画提案書の選考	令和5年8月下旬～9月上旬
6. 選定結果の通知及び公表	令和5年8月下旬～9月上旬
7. 契約手続き	令和5年9月中旬～下旬

第4 応募手続

1 企画提案募集に関する公告

本業務の企画提案募集については、令和5年7月26日（水）から宮城県のホームページ上で公告する。

◇宮城県ホームページ（電子申請・入札・調達一覧）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/r5puropo.html>

◇農山漁村なりわい課ホームページ

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

企画提案書作成等に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しないこととする。

(1) 受付期限 令和5年8月4日(金)正午まで(必着)

(2) 提出方法

イ 指定様式 質問書(様式第3号)を用いること。

ロ 提出方法 電子メールにより提出すること。

ハ 提出先 宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班(加藤、松原、米竹)
電子メール：nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp

ニ 電話など口頭による質問や受付期間外の質問に対しては回答しない。

(3) 回答方法

回答は、次の宮城県農政部農山漁村なりわい課の企画提案募集ウェブページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは、質問者に対してのみ電子メールで回答する。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出期限 令和5年8月18日(金)正午まで(必着)

(2) 提出方法 持参し直接提出、または郵送で下記の提出先へ提出すること。

(3) 提出先 宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎10階)

TEL: 022(211)2866 FAX: 022(211)2416

(4) 提出書類(各1部)

イ 企画提案参加申込書(様式第1号)

ロ 宣誓書(様式第2号)

ハ 会社概要(既存資料で可)

ニ 登記事項全部証明書

ホ 直近の決算報告書

へ 県税に係る納税証明書(写し可)(すべての県税に未納がないことの証明、募集日以降の日付のもの)

※宮城県外に本社があり宮城県内に支店を有する場合は、本社所在地を管轄する税務署が発行する消費税および地方消費税の納税証明書(写し可)と、宮城県の納税証明書(写し可)を提出すること。

4 企画提案書の提出方法

(1) 提出期限 令和5年8月25日(金)正午まで(必着)

- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る）による提出とする。なお、封筒には「企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。
- (3) 提出先 本要領第4項3と同様
- (4) 提出書類
- イ 企画提案書等（任意様式A4判片面印刷）：10部
 - ロ 再委託事業計画（様式第4号）
- (5) 企画提案書等の内容
- 以下の事項を盛り込むこと。
- イ 本業務に関する企画提案概要
 - ロ 地域づくり支援業務（地域選定の理由を含めること）
 - ハ 地域くらし体験業務（地域選定の理由を含めること）
 - ニ 組織体制に関すること
 - ホ これまでの業務実績に関すること
 - ヘ 事業経費見積書（任意様式）
 - ト 業務スケジュール表（任意様式）
- (6) 提案にあたっての留意事項
- イ 提出された書類は、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
 - ロ この企画提案書等の応募に係る費用は、すべて企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - ハ 提出した企画提案書等に関する著作権等については、当該企画提案者に帰属する。ただし、選定委員会の審査に必要な範囲において、提出書類の複製を制作することがある。
 - ニ 企画提案書等が選定され、当該業務について宮城県との委託契約が成立した後は、提出した企画提案書等に関する著作権等は宮城県に帰属する。
- (7) 業務の再委託について
- 本業務における代表者は、その他の共同提案者との委託契約の内容について、企画提案書等の提出時にその他の共同提案者毎に再委託事業計画（様式第4号）を提出すること。

第5 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において、事項の審査項目及び配点により企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上で、最も優れていると判断される企画提案者を委託候補者として選定する。また、総合評価の結果、同位の者が複数ある場合には、審査員の協議により、委託候補者を決定する。

プレゼンテーション審査は次のとおり開催する。詳細な時間や場所、審査方法などについては別途連絡する。

日 時：令和5年8月下旬～9月上旬

場 所：宮城県庁舎内または周辺会議室

実施方法：1者あたりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションの持ち時間は、参加者数に応じて変更する場合がある。

なお、プレゼンテーションについては対面による開催を予定しているが、書面又はweb会議システム等による審査とする場合がある。

第6 評価基準

審査項目及び配点（満点：100点）は以下のとおり。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	業務の方向性及び全体計画	<ul style="list-style-type: none">・業務実施の方向性、業務の流れ、スケジュールは適切か。・過去の類似業務の実績を踏まえた企画提案か。	20
2	企画提案の内容 (1) 地域づくり支援業務	<ul style="list-style-type: none">・支援対象地域と地域を支援する主体が共に話し合いや活動を円滑に行い、関係性を構築できる支援内容か。・支援対象地域の交流促進に向けた受入体制づくりにつながる支援内容か。・地域選定の理由が明確であり、実現可能性が高い地域を提案しているか。・事業終了後の継続した取り組みを見据えた支援内容か。	30
	(2) 地域暮らし体験業務	<ul style="list-style-type: none">・支援対象地域が共に話し合いや活動を円滑に行い、地域滞在型交流促進に向けた受入体制を構築できる支援内容か。・地域資源を活用した体験プログラムの作成につながる支援内容か。・地域選定の理由が明確であり、実現可能性が高い地域を提案しているか。・業務終了後を踏まえ、自立・自走に向けた支援内容となっているか。	30
3	業務遂行体制及び効率性	<ul style="list-style-type: none">・企画提案どおり実施が可能な体制が整っているか。・業務にかかる費用が適切に計上されているか。	20

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 「第2 応募資格」に違反した場合
- (2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (3) 本要領等の規定に従っていない場合
- (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案書等提出後、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程に基づく資格制限を受けた場合
- (6) 企画提案書等提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。）別表各号に該当すると認められたとき
- (7) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 提案者が1者又は提案者が無い場合の取り扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、各委員の評価点の平均が満点の6割以上で、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託候補者として選定する。
なお、業務を適切に実施できないと判断される場合、又は企画提案者が1者も無い場合は、再度、企画提案者を募集する。

第9 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、企画提案者すべてに結果通知をする。なお、審査結果に関する質問等には応じないものとする。

第10 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、すべての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された委託候補者以外は個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第11 その他必要な事項

1 業者選定後の取扱い

本企画提案書等に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

県と受託者が協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として精算払いとする。

(4) その他契約に関する事項

県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに別紙「業務仕様書（案）」に記載されている事項を基本とするが、企画提案の内容を基に加除修正し、最終的な業務仕様書として提示することができるものとする。

2 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

3 その他

(1) 提出書類等の作成及び企画提案において、使用する言語、通貨及び単位は、

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類等は返却しない。

(3) 提出後の変更

提出された書類等は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 提出書類の情報開示

提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示する場合がある。

(6) 県は、本プロポーザルに関する公表及びその他必要と県が認めるときは、提案書を無償で使用するができるものとする。